

総務厚生委員会報告

付託案件審査報告



松山委員 藤江委員 村瀬委員 北村委員
杉本委員 車戸委員長 中蔵副委員長 島田委員

主な議案の審査内容は、次の通りです。
議第40号 高山市職員の給与に関する条例の一部改正
 新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を新設するもの。

Ⅱ 審査内容Ⅱ

【問】派遣要請のタイミングは。

【答】高山市で発生した場合、相当な混乱が想定され、その中で的人员配置・対応状況を判断し市長が要請する。



議第42号 新型インフルエンザ等対策本部条例

新型インフルエンザ等対策本部の組織に関する事項を定めるもの。

Ⅱ 審査内容Ⅱ

【問】対策本部の立ち上げのタイミングは。

【答】観光都市である高山市は、国内で患者が発生した時点で対策本部を設置する。

議第41号 高山市税条例の一部改正

住宅借入金等特別税額控除や延滞金の特例割合の見直し等を行うもの。

Ⅱ 審査内容Ⅱ

【問】住宅借入金等特別

税額控除見直しの対象者数及び影響額は。

【答】対象者は今後住宅ローンを借りられる方なので数は定かでないが、現在住宅取得控除の対象者が1570名。そのうち24年からの新規対象者は179名である。25年度の控除額は4788万円を見込んでいます。

【問】延滞金引き下げの理由及び影響額は。

【答】現在の低金利の状況に合わせ、事業者等の負担軽減を図る観点等から14年ぶりに引き下げを行うもので、概算で650万円の減少。

議第43号 国民健康保険条例の一部改正

特定世帯に係る世帯別平等割の減額措置の延長や延滞金の特例割合の見直し等を行うもの。

Ⅱ 審査内容Ⅱ

【問】特定世帯に係る減額措置延長の影響額及び財源は。

【答】概算で322万5

千円である。財源は、保険基金安定費として国2分の1、県4分の1、市4分の1負担する。市の分は、一般会計から法定内の繰り入れを行う。

【問】延滞金引き下げによる影響は。

【答】約20万円と試算。

【問】25年分の保険料から適用される条例改正だが、3月議会に上程しなかったのは。

【答】国からの通達が3月で間に合わず、7月の本算定に間に合うよう今議会に上程した。

議第50号 高山市職員の給与の臨時特例

国家公務員の給与減額を踏まえた地方公務員の給与減額要請に基づき市職員等の給与を減額するもの。

Ⅱ 審査内容Ⅱ

【問】今回の給与減額により国家公務員と比較し、ラスパイレース指数はどうなるのか。

【答】ラスパイレース指数

を100になるように調整し設定するもの。

【問】国の手法については今後市も声を上げる必要があると思うが。

【答】今後、このようなことが行われる場合、事前に十分な協議を行うことが大前提であり、地方6団体と足並みをそろえ行動していく。

【問】市職員の平均給与額はいくらか。

【答】24年度の職員平均給与は、604万5千円である。

【問】給与減額は平均6・6%との説明だが、金額にするといくらの減額になるのか。

【答】平均月額としては21,900円である。

以上のような審査の結果、議第44号後期高齢者医療に関する条例及び介護保険条例の一部改正を含め、全6議案について、全員一致で可決すべきものと決しました。